



基準法で困ること

矢野克巳

矢野建築コンサルタンツ

情報開示の時代 あらゆる分野で情報開示が求められています。性能は使用者が判断し、購入を決断します。使用者の求めは様々です。

法は権威と信頼を得ることが必要 法の内容は、素人はある程度分り、専門家の解釈は相違しないことが必要です。専門家でも解釈が多様では法に向いていないと思います。人権と責任に大差がつく成人と認める条件は極めて複雑です。大半の人にとっては20歳より早く、又は遅く満たすことでしょう。しかし、20歳の確認は明確です。

建築物も、多様な使用者・所有者・街のもので、構造体を考えても、用途・使用期間・用途変更・等々と多様です。しかし、合法の確認は明確であるべきです。専門家の構造設計者でも判断が違うような制度は、社会的に信頼を得られません。現在の法令は余りにも改定が頻繁で、且つ、判断規準が明快とは言えません。頻繁に改定するのは設計指針の方です。指針を適切に用いるために専門の資格があります。

積載荷重や地震動は常に未知 積載荷重は時代とともに変化します。住宅では室内に物が溢れ、屋根には幾多の機器が乗っています。間もなく機械で埋め尽くされるでしょう。地震動は震源の多様さ、地盤増幅と建築物への入力、と何れをとっても判然としません。最近の違法事件で最も信用を無くしたのは法令と役人です。法を見直すには年月を要しますから、差し当たりは建築士の専門分化と確認業務の外注制度で凌ぐこととなりましたが、法は簡明なものとするべきです。必要な指針は専門家が作れば良い。

大阪でのシンポジウム 対談：「建築と法の役割」遠藤剛生・神田順

2007年4月23日に大阪の綿業会館で、建築基本法制定準備会の主催で、建築学会／家協会／JSCA 近畿支部／日本建築学会近畿支部／FASA などの後援で開催された。建築家の遠藤剛生氏（遠藤剛生建築設計事務所代表、神戸芸工大教授）をゲストに招き、神田会長と「建築と法の役割」をテーマに対談した。参加者は構造設計者、研究者が主で72名であった。

シンポジウムに先立ち相談会も行われた。事前のピーアールが足りず相談に訪れたのは一人。大手のマンション業者、施工会社、事業主のマンションを2年前に契約、今年2月に竣工したが幾つかの不具合が見つかりその対処方法についての相談であった。幹事の建築家や弁護士が丁寧に相談に応じ、納得して帰られた。今後は早めに広く呼びかけをし、一般の方との情報交換と基本法への理解をしてもらう行動を取ることが大切と思われる。

シンポジウムでは、最初に神田会長から建築基本法を提案するきっかけは1998年の建築基準法の改正が規制緩和を求める外圧に呼応して、国民の意を十分に聞かずに外圧と時間を優先して決められたことにあり、基準法の問題点としては

以下の点を挙げた。

- ・ 法律を改正する際は、過去の法律は正しいということを前提として変えるため、条項が複雑になり過ぎていく。
- ・ 基準法と関係法（消防法、建築士法）との現状遊離
- ・ 建築の本来の価値の評価がされない
- ・ 技術的なことがらを詳細な規則で法令化することによる技術者の思考停止
- ・ 確認制度の機能破綻
- ・ 最低基準のはずの基準法が満たされていれば十分、との一般認識の誤り。
- ・ 大臣の認めた計算法に適合していることで、安全とみなされる。
- ・ 用途変更や法改正が既存不適格を生む。

また、建築基本法に期待することは、以下の点を挙げた。

- ・ 理念を明らかにすることで、国民にも理解可能な法律からの再出発
- ・ 技術の実態を踏まえてみんなでルールをつくる。
- ・ 国、自治体、専門家、建築主の責任の明示
- ・ 建築を作るための法律から使うための法律へ

提案する基本法の趣旨として基準法は財産権のためのもの、基本法は社会資産のためのものであり、国際化、環境保護、成熟社会を鑑みスクラップ&ビルトからストック重視の時代になったことから、「安全・健康・環境」を基本において適切な社会資産の形成に建築基本法が必要であると、2006年に準備会の提案した建築基本法の概要を説明した。

引き続いて、遠藤剛生氏からドイツ・フライブルグ市のまちづくりの紹介がされた。第二次大戦で市の大部分が破壊されたが、その伝統的なまちなみの再建と保存が行政の建築家が代表する三人の委員に30年間に及ぶ長い間担われて「**人間的な判断**」で行われたこと報告された。建設しようとする計画案の形態や色彩、素材について近隣との調和について法律によって決めるのではなく、三人で議論をして決めている。都市空間は機能や景観だけで判断するのではなく、感性と理性が無視されてはならない。すなわち、法を守るだけでなく自らが考えて判断することが大切である。

一方、日本での実態は建物高さや容積などの数字や文書に照らしての客観的な判断に基づいて、都市のコントロールがなされている点の基本的な違いを指摘した。また、ストック重視の時代に向かっている今、尚、「経済性や市場の倫理だけで建築をつくる」という現状への疑問を投げかけた。

しばしの休憩後で、以下のテーマについて神田会長と遠藤剛生氏二人の対談形式での議論が行われた。

- ① 「**法律と技術の関係**」については、法律に決められていることだけを守りさえすれば良いとの考えになり本質的な問題点を見逃しがちになる。現状は経済や効率を優先され、法律を守っていれば安全と見なされているが、基準法は安全性を保障しているわけではない。専門家としての倫理観をもって責務を果たすことが大切である。
- ② 「**新しい法律の必要性**」については、ストック時代になりつつある今、既存建物についての法制度が欠かせない。安全性の評価や区分所有の建物の改修や建て替えなどの問題の解決が必要である。

- ③ 「**専門家の役割と責任**」については、経済優先の現状においては専門家も市場論理に流されがちになっている。行政も法律に従うことだけで良しとし、基本理念が無い。専門家が自分たちのルールを作ってはどうか。自分たちのまち、文化を活かした個性あるまちづくりをしてはどうか。
- ④ 「**財産権と社会資産**」については、財産権を主張し資本の拡大のみを求める風潮は社会資産としての価値あるものを作ろうとは考えていない。ベニスでは時間が経るほどにその魅力を高めている。基準法は社会資産としての建築の価値を高めようとはしていない。自分達で自分のまちの特色をどうやって作るか見極めなければならない。荒廃から立ち直るために、国が全て一律に規制する時代は終わったのだから、中央の役割と地方の役割を明確にする必要がある。

その後、会場から熱心にさまざまな意見が出された。

- ① 法を守った建物が地震で壊れても国も含めて誰も責任を取らない。責任の所在を明確にする必要がある。責任を取るのか、取らないのか、取るならどんなことが出来るかを。
- ② 専門家が市民に信頼されていない。専門家が心地よいといっても独りよがりと思われる。基本法についてももっと具体的な提案をして、市民に理解してもらう必要がある。
- ③ 中央で決めたルールは地方では指導できない。基本的なものにルールは限り、地方の考えでまちづくりをするのが良い。
- ④ 基本法と基準法は併行して存在し、基本法によって基準法を少しずつ変えていく。例えば行政特区でうまくいった例を増やして行くなどの可能性が考えられる。
- ⑤ 社会的共通資本の視点は、共感をもつ。たとえば、医療制度の問題と建築構造の問題において、専門家の役割の類似点は大きい。

(文責：水津秀夫)

事務局からのお知らせ

2007年度 総会のご案内

日時：2007年6月4日(月)18時～20時30分
場所：建築家会館1階ホール 地下鉄銀座線外苑前8分
東京都渋谷区神宮前2-3-16

事務局連絡先

電話：03-3284-2071 FAX：03-3284-2072
住所：〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16
建築設計事務所アトリエ71
E-mail：info@kihonho.jp
URL：http://www.kihonho.jp